

後絶えたるか今はなし。

○掘地獲黄金

加藤惟寅の蘭山私記に云ふ。寶曆十三年五月小立野寶幢寺邊の島を打ちける處、瓶を掘り出し、其中に古金三百兩入有之、此儀不及斷隱置處露見す。とあり。按ずるに、舊藩封内加能越三州諸郡郷里、古來金、銀貨幣或は銅錢等を掘り出す事多し。中にも文化十四年九月能登國鹿島郡高田村の邑民、古通用の雁金小判等四枚を掘り出せり。高田村は田鶴濱の隣邑にて、長氏居館中の遺物歟といへり。又文化元年四月加賀國能美郡館村田圃中より古錢數十貫を掘り出したるよし、三州志來因概覽に見ゆ、また同郡御館村に錢島と字し、十間許の地に古錢のかけ残り于今ありと、能美名跡誌にいへり。右地邊皆いにしへの館跡なりとぞ。おもふに上野も往古の館跡ならんか。又寛文八年五月越中國射水郡中老田村の邑民、村地より金子并に鐵鏝・燒物等掘り出し、早速郡奉行所まで右品々持參、藩公の聞きに達しける處、隠し置かず有躰に早速申上ぐる儀、律儀者のよし賞譽ありて、右掘り出したる金子等品々、及び褒美として銀

子を賜はり、外諸郡の百姓共も物毎に律儀に可相心得旨可申付とのよし、里正十村共へ被申渡旨、改作所舊記に記載す。

○上野八幡神社

此の神社は、上野の産土神にて、上野町邊六百戸許の産土神とす。其の社は即ち上野村にあり。故に上野八幡と呼べり。改作所舊記に、左の書付を載せたり。

御尋に付申上候。

私共在所八幡宮、跡々より預り申度と申仁も御座候へ共、神主を立申候へば、人寄多御座候に付、耕作其外何角に付、百姓共勝手惡敷御座候故、只今迄何方にも預け不申候。以上。

元祿十三年六月

上野新村百姓連判

此の後山伏醫王寺、社邊に居住し奉仕せし處、明治二年に神佛混淆御廢止に付復飾し、大井修理と稱し、神職と成りたり。

○上野村傳話

上野の傳説に、此の邑民は往古石浦七ヶ村の内なる山崎村

の百姓なり。山崎の村地はいにしへ廣大なる地なりしかど、追々町地と成り、村落も小立野經王寺前へ移轉を命ぜられし處、其後經王寺御建立ありて、此の寺邊に村落ありては見苦しとの事にて、今の上野村の地へ再轉し、村名も上野村となりたるよしひ傳ふといへり。按ずるに、上野の名は三壺記に、正保三年田中覺兵衛と云ふ牢人小松へ言上し、寺津村の石嶋と云ふ處より別に用水を掘り上げ、土清水の山の腰を掘り廻し、牛坂の上野と土清水野とを田地に開發せしむとあり。されば牛坂の上野より起りたる邑名にて、此の地邊をばいにしへ牛坂の上野と呼びたりけん。但し村立の事は、改作所舊記に載せたる元祿七年二月上野・三口・涌波三ヶ村肝煎連名の言上書に、上野新村・三口新村・栗林跡御田地、六十ヶ年許以前より御水道上水に而やしなひ來候。右四ヶ所は新村に而、中納言様御代には野毛に而

爲仰付に付、石川加賀郡より望に罷出、村を相立、只今千石餘之御田地に罷成。とあり。野毛は不毛の地をいへり。又元文五年七月里正十村役の者より言上書にも、寛永六年

辰巳水道被仰付、翌七年右水道の餘水を以田地開き被仰付。其の上野村・涌波新村・三口新村相建、延寶六年に上野新村と改唱相成。と載せたり。辰巳水道といふは所謂辰巳用水にて、三壺記に、寛永九年小松町人板屋兵四郎の測量にて、犀川の川上辰巳村より水道を通すとあれど、其の實寛永六年の事ならんか。上野村は山崎の舊民なりし故、そのさき上野村と稱し、新村とは呼ばざりけん。

○上野古墳

三州志來因概覽に云ふ。小立野牛坂邊に古墳多し。其の古墳共大にして庶人の墳墓に非ず。此の邊中秋弄月の最勝景なり。脇田夕庵祖父の如鐵は、高麗陣の擒にて、朝鮮人金氏なり。然るに此の邊若松山・淺野河映帶せる勝景、故郷の風景に彷彿たりとて、思郷の涙を流せしとなり。詩歌者流此の古塚の頂に登りて月を賞す。然れども酣酒多時なれば、墳墓妖祟をなすと云ひ傳ふ。按ずるに、是長享以前富樫氏代々の遺墳なるべし。此の地政親以後は釋賊の地なれば、此に墳墓は築くべからず。故に政親・泰俊・晴貞等の墳、野々市傳燈寺所々に散在す。或は思ふ。本源寺尾山、